

製品安全データシート(SDS)

1. 化学物質等及び会社情報	作成日	2003年12月25日
化学物質等の名称	改訂日	2022年9月1日
ワンダークリーン		
整理番号：F0701		
会社情報		
会社名	協和商工株式会社	
住所	大阪府泉大津市臨海町1丁目39	
電話番号	0725-21-5767	
FAX番号	0725-21-7827	
用途と使用上の制限	除菌・消臭剤	

2. 危険有害性の要約

GHS分類
物理化学的危険性

人健康有害性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性毒性(経口) : 区分3 ・ 急性毒性(経皮) : 区分2 ・ 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) : 区分2 ・ 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 : 区分1 ・ 発がん性 : 区分2 	
環境有害性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水生環境急性有害性 短期(急性) : 区分2 ・ 水生環境慢性有害性 長期(慢性) : 区分2 	

上記で記載がない危険有害性は分類対象外または分類できない

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語 危険

危険有害性情報

- ・ H 301 飲み込むと有害
- ・ H 310+330 皮膚に接触したり吸入すると生命に危険
- ・ H 411 長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

【 安全対策 】

- P 260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入をしないこと。
- P 262 眼、皮膚、衣類につけないこと。
- P 264 取扱い後は手をよく洗うこと。
- P 270 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- P 271 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- P 273 環境への放出を避けること。
- P 280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- P 284 【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

【 応急措置 】

- P 301+312 飲み込んだ場合: 気分が悪い時は医師に連絡すること。
- P 302+352 皮膚に付着した場合: 多量の水と石けんで洗うこと。
- P 304+340 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P 310 ただちに医師に連絡すること。
- P 320 特別な処置が必要である(このラベルを見よ)。

P 321 特別な処置が必要である（このラベルを見よ）。

P 330 口をすすぐこと。

P 361+364

汚染された衣服を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

P 391 漏出物を回収すること。

【保 管】

・ P 405 施錠して保管すること。

・ P 406 耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。

・ P 403+233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

【廃 棄】

・ P 501 内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

成分及び含有量

成分名	含有量(重量%)	C A S No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR法No.	毒劇物法該非
亜塩素酸ナトリウム	< 1	7758-19-2	1-238	非該当	非該当	非該当*2)
二酸化塩素	微量	10049-04-4	1-243	非該当*1)	非該当	非該当

化 審 法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号

安 衛 法：労働安全衛生法（安衛法）第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

* 1) 二酸化塩素（安衛法No.414）含有量1%未満のため非該当

PRTR法No.：特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

（PRTR法）対象化学物質の政令番号

毒劇物該非：毒物劇物取締法 毒物及び劇物取締法の別表一（毒物）、別表二（劇物）、別表三

（特定毒物）毒物及び劇物指定令の該当の可否

* 2) 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。

ただし、亜塩素酸ナトリウム25%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。

4. 応急処置

吸入した場合

蒸気、ガスなどを大量に吸い込んだ場合には、直ちに新鮮な空気のある場所に移動させ、安静にし、必要に応じて医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水及び石鹼又は皮膚用洗剤を使用して十分に洗い落とすこと。

外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、直ちに医師の診断を受けること。

目に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で、15分以上洗浄する。瞼の裏まで完全に洗うこと。

コンタクトレンズを着用していて、容易にとれる場合は、コンタクトレンズをはずし、更に洗浄を続ける。できるだけ速く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

直ちに、医療措置を受ける手配をする。水でよく口の中を洗わせてもよい。

但し、意識のない場合は、口から何も与えてはならない。

5. 火災時の措置

消火剤

炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂

水の散布、耐アルコール性泡消火剤

特有の消火方法

可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。

消火作業は、可能な限り風上から行なう。

消火を行う者の保護

適切な保護具（有機ガス用防毒マスク、手袋等）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際には保護手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用する。

屋内で漏洩した場合は十分に換気を行うこと。

風上から作業し、風下の人を退避させる。

着火した場合に備えて、消火用機材を準備する。

漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用する事。

環境に対する注意事項

流出した製品が河川等に排出され、環境へ流出しないように注意する。

除去方法

回収後の少量の残留分は、土砂(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等によく拭き取る。

少量の場合、おがくず、ウエス、砂等を用いて吸着させて、密閉できる空容器に回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

温度40℃以上の所では取扱わないこと。

火気のある所では取扱わないこと。

温度40℃以上に暖めないこと。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。

局所排気・全体排気

局所排気内、または全体換気のある場所で取扱う。

安全取扱い注意事項

保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する

保管

適切な保管条件

温度40℃以上になる所に保管しないこと。

通気の良い場所に保管すること。

子供の手の届かない所に、施錠して保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

局所排気装置、全体換気の設備を使用する。

許容濃度

成分名	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会	ACGIH
亜塩素酸ナトリウム	規定なし	規定なし	1000ppm
二酸化塩素	規定なし	規定なし	規定なし

保護具

呼吸器用の保護具

必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を使用する。

目の保護具

必要に応じて保護眼鏡を使用する。

皮膚の保護具

必要に応じて保護手袋等を使用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

外 観 ・ 形 状 : 液体 色 : 無色透明

臭 気 : 極僅かな塩素臭 p H 値 : 8.3

密 度 (2 0 ℃) : 1.033g/cm³ 沸 点 (℃) : 101℃

溶 解 度 : 水溶性

10. 安定性及び反応性

安定性

通常条件では安定

反応性

酸化性、自己反応性、爆発性なし

(ただし蒸発し高濃度になると、強酸と反応して有毒・爆発性の二酸化塩素ガスを発生する。加熱、摩擦、衝撃によって爆発性分解を起こす。)

危険有害な分解生成物

二酸化塩素、酸化ナトリウム

その他の危険性情報

日光、熱、裸火、高温、スパーク、静電気、その他発火源、湿気、摩擦、衝撃

11. 有害性情報

製品に関する有害性情報 有用な情報なし

亜塩素酸ナトリウム

急性毒性 : LD50 4630mg/kg(経口 ラット)
LD50 2020mg/kg(経皮 ウサギ)

12. 環境影響情報

製品に関する環境影響情報 有用な情報なし
組成物に関する環境影響情報 有用な情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。
排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律
及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。

汚染容器・包装

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄業者に業務委託して下さい。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類 : 非該当 (亜塩素酸ナトリウム:クラス5. 1(酸化性物質P.G29を含有))

国連番号 : 非該当 (亜塩素酸ナトリウム:1496(Sodium Chlorite)を含有)

国内規制

陸上輸送 : 消防法、危険物の規制に関する規格などの輸送について定めるところに従う。
非危険物

積載方法 : 運搬時の積み重ね高さは3m以下

海上輸送 : 船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送 : 航空法に定めるところに従う。

15. 適用法令

消 防 法 : 非該当

労働安全衛生法 : 非該当 3.組成、成分情報に記載

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

: 非該当 二酸化塩素 1%未満のため

毒物及び劇物取締 : 非該当 3.組成、成分情報に記載

亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。

ただし、亜塩素酸ナトリウム25%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の促進の改善の促進に関する法律(化管法)

: 非該当 3.組成、成分情報に記載

16. その他

引用文献

各原料「SDS」

GHS分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)

備 考

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための
参考情報として、取扱う事業者提供されるものです。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応
じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いし
ます。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。